

日立労基協だより

第13号

発行所
日立市弁天町二丁目一番15号
社団法人日立労働基準協会
電話(0294)23-3431
E-mail:roukikyo@jsdi.or.jp
編集兼発行人 桜井 博

平成十八年度 全国安全週間説明会を開催

本年度で第七九回を迎える全国安全週間の準備期間中の行事として、日立労働基準監督署との共催により、去る六月二日(金)、日立労働会館において、二八二名の参加を得て説明会が開催されました。

説明会は坪和副会長の開会のことばから始まり、稲垣副会長並びに細谷署長の主催者挨拶、次に監督署の山口第三方面主任監督官より、「全国安全週間実施要綱」の説明がありました。

特別講演は、中防防の月刊誌「安全衛生のひろば」等に執筆されておられる安全衛生のバトン研究会代表 菊池 昭氏を招き、「ヒューマンエラーと防止対策」人なぜ災害を起こすのか」と題した講演が行われました。

講演の中で菊池氏は、「人間は間違いを起こす動物である」をヒューマンファクターの原点とし、人間行動と労働者の心理やヒューマンファクターの原因を対応可能なもの、対応が困難なもの、管理面から見た不安全行動等に分類し、それぞれの項目毎に事例を上げられ判り易くお話しされました。

職場におけるヒューマンエラーの防止対策は、たいへん関心の高い事項であり、参加者は最後まで熱心にメモをとりながら耳を傾けていました。最後に平口常任理事の閉会のことばがあり、盛会のうちに終了いたしました。

平成十八年度 全国安全週間スローガン

「全員参加でリスクの低減
確立しよう」「安全文化」



細谷署長挨拶



稲垣副会長挨拶



特別講演 菊池 昭氏



山口第三方面主任より実施要綱の説明

受賞おめでとうございます



野崎会長より表彰状の授与

平成十八年度社日立労働基準協会主催の優良従業員表彰式が、五月十九日(金)ホテル日航日立において執り行われました。当日は役員会・総会が引き続き開催されることから、正副会長をはじめ多数の役員や関係者が臨席の中、野崎会長より受賞者一人ひとりに表彰状と記念品が手渡され、永年勤続の栄誉を表されました。

ご采賈の日立労働基準監督署長細谷克様よりご祝辞をいただき、最後に、受賞者を代表して日立化成工業(株)山崎事業所の久保田秀之さんから謝辞が述べられ、表彰式は滞りなく終了いたしました。

受賞された七八名の方々は下記のとおりです。

受賞者紹介

氏名	事業場	氏名	事業場
久保田 秀之	日立化成工業株式会社山崎事業所	栗橋 良之	株式会社日立深川製作所
大森 章哲	(有)大森電気	宮本 保広	株式会社高登製作所
萩庭 総	泉昌事務所	根本 勇	リコープリンティングシステムズ株式会社
高橋 正三	協業組合日立環境開発センター	山本 文夫	日産金属株式会社日立工場
宮本 勉	マルチアドバンス株式会社	高橋 晴雄	日産環境株式会社
大串 良吉	日立土木株式会社	猪狩 知己	昭和興業株式会社
岡 勲	茨城電機工業株式会社	藤田 富男	株式会社八幡鉄工所
人見 政一	株式会社代工業所	志賀 貴	日立電線ファイナック株式会社
野口 信裕	大石産業株式会社ルポモールド関東工場	沼田 厚	ムサンノライギン株式会社
奥谷 重信	株式会社山工務店	橋本 茂	自動車部品株式会社茨城成形工場
山口 栄	株式会社小澤鐵工所	鈴木 義三	株式会社産業ガステクノサービス
上田 嘉美	日興建設株式会社	佐々木 茂	株式会社電屋工業所
井上 光春	日本放射線エンジニアリング株式会社	矢部 重実	日立電線メック株式会社M E C事業部
柚原 実	株式会社製作所日立事業所	石 克美	アステラスファーマケミカルズ株式会社
立川 久男	株式会社製作所日立事業所	遠藤 利秀	東京ガス株式会社日立支社
丹 和也	株式会社製作所日立事業所	仲田 芳晴	株式会社根本製作所
緑川 孝夫	東日本ダイケンプログラックス株式会社	田辺 健一	株式会社ジーエス茨城製作所
柴田 優	株式会社茨城野化学研究所磯原工場	坪井 栄子	日本製造工業株式会社
小野崎 文子	共信T M株式会社	松原 徹	日立設備エンジニアリング株式会社
小泉 裕那	株式会社常陸タクシー本社営業所	山本 芳明	日立立物流通株式会社営業本部
森下 周二	株式会社ユメック	高橋 輝美	日立日立エレクトリックシステムズ株式会社
永塚 和美	佐々木興業株式会社	菅野 勉	日立電線電線工場
南波留 敬夫	株式会社カドワキ	青戸 善雄	日立電線株式会社高工場豊浦分工場
須田 隆行	日立製線株式会社	弓野 繁	日立電線株式会社高工場
濱野 哲也	日本ケミコン株式会社高萩工場	小川 増一	日立電線株式会社高工場
鈴木 豊	茨城化成株式会社磯原工場	齊藤 申	A E リソースサポート株式会社
工藤 勇	常陸電機工業株式会社	鈴木 善弘	ミワ工業(有)株式会社
坂本 博一	日立日立茨城テクニカルサービス株式会社	吉田 正	日産金属株式会社磯原工場
佐藤 好一	A E 機器エンジニアリング株式会社	黒澤 幸作	日立市企業局
原田 雅男	鈴縫工業株式会社	常松 敬夫	日立立産機システム株式会社
桑原 久志	日立マグネットワイヤ株式会社	塩野 正義	合資会社日立工業所
金子 久雄	東京発電機株式会社茨城事業所	山口 隆行	日立製作所情報制御システム事業部
福山 利幸	マックスファスニングシステムズ株式会社	木野内 和夫	日立製作所情報制御システム事業部
岡部 光明	株式会社A E パワーシステムズ国分事業所	塚原 行春	日立セメント株式会社
橋山 運弘	株式会社大友製作所	鈴木 利男	ユニマテック株式会社
伊藤 一夫	ピーエフ工業株式会社磯原工場	佐竹 光寿	日立協和エンジニアリング株式会社
木村 弘子	日和サービス株式会社	渡辺 裕昭	S M K 株式会社日立事業所
橋山 光男	株式会社岡部工務店	西名 幸夫	日立アプライアンス株式会社多賀事業所
相原 正伸	オート化学工業株式会社茨城工場	荒井 政一	日立アプライアンス株式会社多賀事業所

(3) 平成18年6月30日

平成18年度 定期総会を開催



来賓祝辞 小松茨城労働局労働基準部長

平成18年度(社)日立労働基準協会の定期総会を、5月19日(金)午後4時から、ホテル日航日立において開催しました。

職員常任理事が議長に選出され、平成17年度事業・収支決算報告、事務所移転計画、定款の一部改訂、平成18年度事業計画案・予算案並びに役員の一部改選案が提案され、審議の上原案通り可決されました。

出席者は理事・監事24名、会員50名、委任状386名 合計460でした。

ご来賓として、茨城労働局労働基準部長の小松克行様、日立労働基準監督署長の細谷克様、日立市産業経済部次長の佐藤真理男様に臨席を賜り、ご祝辞をいただきました。

平成17年度 収支決算報告

(円)

収入の部	予算額	決算額
1. 会費収入	5,300,000	5,261,325
2. 事業収入	29,735,000	32,375,710
講習会収入	(20,360,000)	(21,668,107)
健診収入	(570,000)	(649,225)
図書用品収入	(8,800,000)	(10,053,378)
事務委託収入	(5,000)	(5,000)
3. 報奨金収入	55,000	55,900
4. 交付金収入	600,000	600,000
5. 雑収入	300,000	224,023
当期収入合計	35,990,000	38,516,958
前期繰越金	5,837,726	5,837,726
収入合計	41,827,726	44,354,684

(円)

支出の部	予算額	決算額
1. 管理費	10,810,000	10,579,400
2. 会議費	1,550,000	1,445,249
3. 事業費	21,830,000	22,404,154
4. 特定預金支出	500,000	2,924,540
5. 雑費	300,000	299,216
6. 負担金支出	800,000	800,000
7. 予備費	200,000	0
当期支出合計	35,990,000	38,452,559
当期収支差額	0	64,399
次期繰越金	5,837,726	5,902,125

会員の状況

会員数	平成17年3月31日現在	641
	新規加入	4
	退会	23
	平成18年3月31日現在	622

平成18年度事業計画(協会行事)

月	行事	場所・他
9月	日立地区安全衛生大会(1日)	多賀市民プラザ内 多賀市民会館
10月	労働条件実務研修会	日時・場所 後報
10月	安全衛生実務担当者研修会	日時・場所 後報
11月	安全衛生研修会(工場見学・特別講演他)(22日)	詳細後報
1月	第2回役員会(26日)	
1月	日立労基協だより第14号発行	
その他の行事		
9月	免許(学科)出張試験(10日)	水戸 茨城大学
9月	全国産業安全衛生大会(20日~22日)	開催地 新潟
10月	茨城県産業安全衛生大会(3日)	ホテルレイクビュー水戸

協会事務所移転のお知らせ

現在の事務所及び講習会用教室は、昭和33年に建設された木造・モルタル構造の建物であり老朽化が進んでいることから、今年度の役員会及び総会の承認により、平成18年8月下旬に移転することになりました。

新事務所は日立商工会議所殿のご好意により、日立商工会議所会館1階の一角を間仕切りし、現事務所とほぼ同じ面積の部屋を設け、そこに移転することで計画を進めているところであります。転居及び営業開始等については、会員事業場及び関係先宛に追って通知いたします。

これを機会に会員及び協会をご利用いただく皆様へ、より一層のサービスの提供を図って参る所存ですので、今後ともご指導ご支援のほどお願い申し上げます。

日立商工会議所会館

・鉄筋コンクリート造り 4階建

・住所 〒317-0073

日立市幸町1-21-2

(日立シビックセンター 日立市図書館隣り)

その他連絡事項

1. 協会専用の駐車場はありません

協会事務局へご用の方で、お車でお越しの際は、新都市広場地下駐車場(有料)をご利用いただくこととなります。

30分以内の駐車は無料をご利用できることですので、講習会の受講申込み等の手続きに来られる場合は、前もって電話にて種目、申込人員、会社名等を連絡いただければ、あらかじめテキスト他を用意しておき、手続きに時間をかけないよう配慮いたします。

2. 講習会学科会場について

平成18年度講習・教育計画で指定した日程のうち9月以降の講習については原則として計画通り実施する予定ですが、借用予定の商工会議所のホール及び会議室が既に使用予定のあるものについては、日程又は会場を変更することがあります。各講習会の開催案内でお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。



日立商工会議所会館



日立商工会議所案内図

監督署からのお知らせ(5~8面)

日立労働基準監督署人事異動(平成十八年四月一日付)



次長 渡邊 広
茨城労働局総務部企画室より赴任して参りました。日立労働基準監督署は、平成六・七年度に第三方面主任監督官として勤務して以来、二度目の勤務となります。微力ながら、会員の皆様をはじめ地域の皆様のお役に立てるよう努力いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



第一方面主任監督官 小室 順
土浦労働基準監督署より赴任してまいりました。日立署は二度目の勤務で、第二方面主任監督官として勤務して以来八年ぶりとなります。労働災害の防止、労使のトラブルがない働きやすい職場づくりに、少しでもお役に立てるよう努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。



第二方面主任監督官 矢島 進介
昨年度中は、第一方面において、皆様方には大変お世話になりました。感謝申し上げます。この度、第二方面主任監督官に異動となりました。日立市に転居して二年目を迎えますが、豊かな自然と穏やかな気候のもと、快適な生活を送っています。昨年以上に、職務に全力を尽くして行きたいと考えておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。



労災課長 横田 俊実
鹿嶋労働基準監督署から赴任してまいりました。日立署の勤務は初めてで、とまどうことばかりです。日立署の管内の皆様のお役に少しでも立てるよう職務に専念いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。



労災課 給付調査官 長岡 昭広
土浦労働基準監督署労災課から赴任してまいりました。日立労働基準監督署労災課には、平成八年度と平成九年度の二年間勤務してまいりました。今回も皆様方のご指導ご協力を得ながら一生懸命労働補償業務に取り組んで行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



第三方面 産業安全専門官 吉成 芳宏
茨城労働局安全衛生課より赴任してまいりました。第三方面で労働安全衛生業務を担当しますが、皆様のお役に少しでも立てるよう職務に全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。



第一方面 労働基準監督官 石塚 延啓
茨城労働局総務部企画室から赴任してまいりました。第一方面で監督業務を担当させていただきます。皆様のお役に立てるよう職務に精進してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



第三方面 労働基準監督官 森 貴弘
岡山労働局津山労働基準監督署から赴任してまいりました。第三方面で安全衛生業務を担当いたします。岡山と茨城の違いに若干の戸惑いもあり、皆様にご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、少しでもお役に立てるよう職務に全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

労働相談 Q & A

残業手当の定額払い

Q 当社では、残業の多い部門と少ない部門がはっきりしており、部署によって毎月の残業がおおよそ一定しています。会社によっては残業手当を定額で支払っていると聞いたのですが、実際の残業時間に関係なく一律 円と決めて支払うことは可能なのでしょうか。

また、定額払いが可能な場合、支払いに当たって注意しなければいけない点がありましたら教えて欲しいのですが。

A 労働基準法では、法定労働時間を原則週40時間以内、1日8時間以内と規定しています。これを超えて労働させた場合には、労働基準法第37条により通常の賃金の2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払うことが義務付けられています。

この時間外労働手当は労働時間の実績に応じて計算されるべきものですが、就業規則や労働協約において、一定額又は時間数により一律の時間外労働手当を支払うことを定めている場合は、時間外労働手当を毎月定額で支払うことも可能です。

ただし、この場合でも、実際の時間外労働時間数で計算した割増賃金額が、定額で支払う金額を超える場合は差額を支払うことが必要です。差額を支払わない場合には、労働基準法第37条に抵触することとなり注意が必要です。

また、特定の月においては定額払いする時間外労働手当が不足するものの、1年間を通算すれば定額が実績を上回る場合はどうなのかという疑問もあると思います。結論から言えば、こうした場合でも、時間外労働手当が不足する月については定額との差額を支給しなければなりません。反対に、定額の手当が実際の残業実績を上回る月についても、当該支給額については就業規則等で定めたものですから、その全額を支払う義務があります。

ところで、残業代込みで定額の賃金を支払っているという会社が一部見受けられます。しかし、予め所定時間内部分と時間外部分のそれぞれの賃金額を明確にしておかないと、後になって、定額の賃金をもとに計算した残業手当を労働者から請求される等トラブルになるケースがあります。賃金支払いに当たっては、所定内賃金と時間外労働手当をはっきり区別して支払う必要があることに注意する必要があります。

労働時間等設定改善法の施行について

我が国は、その経済的地位にふさわしい豊かでゆとりのある労働者生活の実現には未だ多くの課題を抱えていますが、労働時間の短縮は着実に進み、平成16年度には、年間総実労働時間が1,834時間となり、時短推進計画の目標である「年間総実労働時間1,800時間」をおおむね達成することができました。しかし、これは短時間労働者の割合が増加した結果とも言え、いわゆる正社員等については、長時間労働等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数が高水準で推移するなど依然として労働時間は短縮していない状況があります。

このため、全労働者を平均しての労働時間短縮を目標に掲げた時短促進法が改善され、健康と生活に配慮した、労働者一人一人の多様な働き方に対応する労働時間、休日、休暇の設定に向け労使による自主的な取組みを促進するため、平成18年4月1日から「労働時間等設定改善法」が施行されました。

労働時間等設定改善法では、「労働時間等設定改善指針」に示す、労使による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な取組みを促進するための特別の措置を講じることを目的としています。

厚生労働省では、「労働時間等設定改善援助事業」や「労働時間等設定改善推進助成金制度」を通じ、労働時間等の設定の改善（実施体制の整備、労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間等の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備、所定外労働の削減等）に向けた中小企業の自主的な取組みの促進を図るための支援を行っています。

「労働時間等設定改善指針」等詳しいことは、日立労働基準監督署へお問い合わせください。

(7) 平成18年6月30日

長時間労働者への医師による面接指導制度について

労働安全衛生法の改正により、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、**医師による面接指導**（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと）を実施することが義務付けられました。このルールに基づき、長時間労働者に対し面接指導を実施しましょう。

1 面接指導の対象者

時間外・休日労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者（申出による）ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

時間外・休日労働が月100時間を越えたら・・・

事業者は 申出をした労働者に対し、**医師による面接指導**を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
時間外・休日労働が1月当たり100時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。
労働者は 面接指導の申出をし、**医師による面接指導**を受けましょう。
産業医は 労働者に対し面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導に当たっては「長時間労働者への面接指導チェックリスト（医師用）」等を活用しましょう。

2 対象者以外の労働者

上記「1」の対象者には該当しないが、**面接指導または面接指導に準ずる措置**（以下「**面接指導**

等」という）の対象となる長時間労働者

(1) 長時間の労働（時間外労働・休日労働時間が1月当たり80時間超）により、疲労の蓄積が認められ、又は、健康上の不安を有している労働者（申出による）

(2) 事業場において定められた基準に該当する労働者

面接指導に準ずる措置の例

- 例1) 労働者に対し保健師等による保健指導を行う
- 例2) チェックリストで疲労蓄積度を把握し必要な労働者に対し面接指導を行う
- 例3) 事業者が産業医から事業場の健康管理について助言指導を受ける

(1) の場合に、時間外・休日労働が月80時間を越えたら・・・

事業者は 申出をした労働者に対し、**面接指導等**を実施するよう努めましょう。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。
労働者は 面接指導等の申出をし、**面接指導等**を受けましょう。

(2) の場合に、事業場において基準を設定するに当たっては・・・

(A) 時間外・休日労働が月100時間又は2～6月平均で80時間を超えたら・・・

事業者は 該当する全労働者が面接指導の対象となるよう基準を設定し、**面接指導**を実施するよう努めましょう。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施するよう努めましょう。

労働者は **面接指導等**を受けましょう。

(B) 時間外・休日労働が月45時間を超えたら・・・

事業者は 健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、**面接指導等**を実施することが望まれます。必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

3 時間外・休日労働時間の算定・申出の手続き

管理・監督者等は、労働者自らが「時間外・休日労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる」と判断し、申出があった場合に面接指導を実施します。

労働者からの申出は書面や電子メール等によるものとします。

時間外・休日労働時間の算定は毎月1回以上、賃金締切日等の一定の期日に行わなければなりません。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定方法は以下のとおりです。

1か月の時間外・休日労働時間数 = 1か月の総労働時間数 - (計算する1か月の総暦日数 / 7 × 40)

1か月の総労働時間数 = 所定労働時間数 + 時間外労働時間数 + 休日労働時間数

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

労働災害発生状況

平成18年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	1 (-3)	306 (-11)	0 (±0)	27 (+8)
建設業	4 (+1)	124 (-32)	0 (±0)	10 (-5)
運輸・貨物業	1 (-4)	145 (+14)	0 (-1)	11 (+6)
その他の業種	9 (+3)	373 (+64)	0 (-1)	24 (+16)
合計	15 (-3)	948 (+35)	0 (-2)	72 (+25)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成18年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	0 (-1)	5 (+2)	0 (±0)	1 (±0)
建設業	1 (+1)	3 (-7)	0 (±0)	0 (±0)
運輸・貨物業	0 (-5)	11 (-3)	0 (-1)	0 (±0)
その他の業種	2 (-1)	45 (+17)	0 (±0)	3 (+3)
合計	3 (-6)	64 (+9)	0 (-1)	4 (+3)

()内は前年同期との差

全国安全週間について

本年で79回目を迎える全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に一度も中断されることなく続けられています。

昨年日立署管内の休業4日以上の死傷災害は183件で、平成16年より5件減少、死亡災害も4件で3件減少していますが、茨城県内では休業4日以上の災害が98件増加しており、死亡災害件数も1件増の44件発生しています。全国的には労働災害は長期的に減少しており、死亡者数は過去最低を記録しています。しかし、労災保険新規受給者数が年間約55万人にも上っており、一度に多数の労働者が被災する重大災害は依然として高い水準で推移しています。

労働災害の一層の推進を図るために、本年4月からリスクアセスメントの実施等の努力義務化、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し安全衛生水準が高いと認められる事業場に対する計画届免除制度の創設、製造業の元方事業者による作業間連絡調整の実施等を内容とした改正労働安全衛生法が施行されたところです。

各事業場においては、労働災害の一層の減少を図るために、労使一丸の下、改正法に盛り込まれたリスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスクを低減させるとともに労働者の安全と健康を最優先する企業文化である安全文化を確立することが重要です。

また、「総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等の安全管理体制の整備と活性化」、「機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルと修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアル、機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルや建設機械、クレーン等の安全な作業計画の確立」、「職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施」、「作業者の安全意識高揚」、「自主的な安全活動の充実」など定期的に総点検を行い安全活動の定着と安全水準の向上を図ってください。

(9) 平成18年6月30日

ハローワークからのお知らせ

事業主の皆様へ

～ 高齢者雇用安定法の改正に伴う雇用保険の離職理由の取扱いについて～

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(第9条)が平成16年6月に改正され、平成18年4月1日から、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め
の廃止により、その雇用する高齢者の65歳(1)までの雇用確保措置を講じなければならないことと
なりました。

これに伴い、平成18年4月1日以降、65歳未満(1)の定年等を理由に離職する場合(上記の措置が突
施されなかった場合)は、雇用保険の離職理由は「事業主都合」(2)と判断させていただくこととな
りますので、ご留意のほどをお願いいたします。

詳細はハローワーク日立へお問合せ下さい。

1 この年齢は、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成25年4月1日までに段階的
に引き上げられます。詳細はハローワーク日立へお問合せ下さい。

2 「事業主都合」の離職者を発生させた場合は、雇用保険法の雇用安定事業に係る事業主に対する
助成金・奨励金(特定求職者雇用開発助成金など)が支給されない場合があります。

なお、ハローワークでの雇用保険被保険者に係る離職手続きの際は、定年年齢等が確認できる就業規
則等も持ち下さるようお願いいたします。

平成18年3月

日立公共職業安定所

改正高齢者雇用安定法

65歳までの高齢者雇用確保措置が義務化!

平成18年4月1日より

高齢者雇用確保措置について

65歳未満の、定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳(1)までの安定した雇用を確保する
ため、次の から のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければなりません。

定年の引上げ 継続雇用制度の導入(2) 定年の定め
の廃止

なお、 の継続雇用制度については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、
各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応がとれるよう、事業主が、労使協定(3)により、継
続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、 の
措置を講じたものとみなされます。

1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、
平成25(2013)年4月1日までに段階的に引き上げられます。

平成18(2006)年4月1日～平成19(2007)年3月31日：62歳

平成19(2007)年4月1日～平成22(2010)年3月31日：63歳

平成22(2010)年4月1日～平成25(2013)年3月31日：64歳

平成25(2013)年4月1日：65歳

2 継続雇用制度は、「現に雇用している高齢者が希望しているときは、当該高齢者をその定年
後も引き続いて雇用する制度」をいいます。

3 事業主が労使協定のために努力したにもかかわらず協議が調わないときは、大企業の事業主は平
成21年3月31日まで、中小企業の事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主をい
います。)は平成23年3月31日までの間は、特例として、就業規則等により継続雇用制度の対象と
なる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとしています。

就業規則を変更した場合は、所轄の労働基準監督署長へ届出が必要となります。

詳しい内容については、日立公共職業安定所(0294-21-6441)にお問い合わせください。

日立公共職業安定所

「安全衛生マネジメントシステム」の普及活動について

平成11年に、「労働災害の潜在的危険性を低減させる」ことを目的とした、「労働安全衛生マネジメントシステム」に関する厚生労働省の指針が示されたところではありますが、今般、「いばらき労働基準」6月号（茨城労働基準協会連合会の機関紙・・・会員に配布済み）にて、安全衛生マネジメントシステムの構築について、システムを導入し易いように、5段階のステップに分けた「茨城労働局ステップアップ方式」の紹介がありました。

当日立協会としては、本システムの普及促進にあたり、今後の進め方については当協会運営委員会により検討して参りますが、茨城労働局ステップアップ方式の詳細について、下記行事の中で紹介いたしますので、責任者の出席をお願いいたします。

記

- 1、期 日 平成18年9月1日(金) 午後1時15分開会予定
- 2、会 場 多賀市民プラザ内 多賀市民会館 (2階)
- 3、行事名 平成18年度日立地区安全衛生大会(詳細は別途通知)
(大会行事の一環としてステップアップ方式を説明)
主催 (社)日立労働基準協会
後援 日立労働基準監督署
- 4、その他 「茨城労働局ステップアップ方式」の具体的な進め方や点検表など各種様式は

CDに纏められておりますので、本大会終了後、システムの導入を希望又は検討したいという会員については、無料にて配布します。協会事務局までお問合せください。 0294-23-3431 櫻井記

今後の講習・教育等開催案内(9月以降)

	種 別	開 催 日
技 能 講 習	玉掛け	10/5~7 11/30~12/2 2/1~3
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	1/17~18
	有機溶剤作業主任者	9/6~7 11/8~9 2/7~8
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	10/11~13 12/5~7 2/20~22
	ガス溶接	9/15~16 2/16~17
	フォークリフト運転(学科)	9/25 11/2 1/10
特 別 教 育	アーク溶接	11/17~18
	クレーン運転	10/20~21
	研削といし	3/1~2
	プレス・シャー	12/15~16
	電気(低圧)取扱業務	9/11~12
講習会	職長教育	9/27~28 11/14~15 1/23~24 3/7~8

1. 学科の会場は原則として日立商工会議所会館です。
2. 開催日は講師及び会場の都合等により変更になることもありますので、各種目毎の開催案内にてご確認下さい。